

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	災害援護貸付金		担当部局庁	社会・援護局			作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	社会・援護局		担当課室	総務課災害救助・救援対策室			古都 賢一		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅳ－9－2 災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項		関係する計画、通知等	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(対象災害)都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害 (受給者)上記災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者 (貸付限度額)350万円 (貸付原資負担)国2/3、都道府県・指定都市1/3								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☒ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	380	380	380	200	200		
		補正予算				34970			
		繰越し等			▲ 101				
		計	380	380	279	35170	200		
	執行額		18	30	27				
	執行率 (%)		5%	8%	10%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない			成果実績		-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない			活動実績 (当初見込み)		-	-	-	-
						-	-	(-)	(-)
単位当たり コスト	-			算出根拠	-				
平成23・24年度 予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	貸付金	200	200						
	計	200	200						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	—	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本事業は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる（事業が実施される）ため、コストの削減等の点検にはなじまないと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本経費は、予見できない災害の発生に備えた経費であるため、効率化は困難であり、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
・引き続き一定の予算額を確保			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

※平成22年度実績を記入

厚生労働省
380百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村を含む都道府県又は指定都市に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項に定める負担割合(指定都市又は都道府県が市町に貸し付ける貸付額の2/3)を交付



A. 都道府県
27百万円

広島県 5百万円
山口県 18百万円
鹿児島県 4百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律第11条第1項に定める割合(市町村貸付額の全額)を負担

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に定める対象者に貸付

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途 「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.山口県			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	貸付金	災害援護貸付金	18			
	計		18	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山口県	災害弔慰金等の支給(以下同じ)	18	－	－
2	広島県		5	－	－
3	鹿児島		4	－	－
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					